

# 2022 御殿場夏まつり歩行者天国 届出要項

## (1) 実施日時と区間

①日時：**8月6日(土) 17:00 から20:30** (催事や販売終了時間)

区間：県道 市役所北交差点 ～ 杉原交差点までの歩行者天国規制区間

②日時：**8月7日(日) 17:00 から20:30** (催事や販売終了時間)

区間：県道 湯沢交差点 ～ 森の腰(米山モータース)交差点までの歩行者天国規制区間

## (2) 申込受付期間：**6月8日(水)～6月30日(木)**

\*支部長や商店会等の責任者の営業日のみ受付致しますので事前にお電話をお願いします。

## (3) 申込資格

①御殿場市内で各種必要な許認可を得て、業として営んでいる方。

②土地の所有者の許可印を得て、且つ各種許認可を所持し市外において業として営んでいる方。

③静岡県暴力団排除条例に定める団体と関係のない方。

## (4) 共通ルール (違反した場合は、指導をさせて頂き、次年度以降の出店が出来ない場合があります)

①法律、条例等の法規命令または公序良俗に反するような内容での出店はできません。

②出店場所は、出店者の責任において所有者と協議の上借用してください。(商工会では出店場所の斡旋はしません) 歩車道は原則出店できません。歩道に出店する場合は「私有地以外の道路上の出店について」をご確認ください。

③歩行者天国開始前、及び歩行者天国終了30分前以降の実施は通行の妨げとなるためおやめください。

例年、お客様が道路に出て大変危険な状況があります。徹底をお願い致します。

④土地所有者へ迷惑をかけないように、地面を養生し、終了後に周辺の清掃等を行ってください。

⑤器物破損等により所有者に損害賠償が発生した場合など、実行委員会本部にも報告してください。

⑥事件、事故その他危険行為等を発見した場合には、実行委員会本部へ報告してください。

⑦パレード通過中、パレードの進行がスムーズに行えるよう来場者の誘導にご協力ください。

⑧緊急時は、実行委員会の指示に従い来場者の安全確保にご協力ください。

⑨発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、**消火器**を携帯してください。

⑩出店場所、販売品目、価格等の調整等は、実行委員会では一切いたしません。

⑪くじ引きなど政令、条例違反になる場合があるため、確認した上で、お申込みください。

⑫1店舗につき、1つの届出をして下さい。例年1つの届出で数店舗出店している業者がいます。

## (5) 新型コロナウイルス感染症まん延防止対策(共通ルール)

①スタッフ**全員の不織布マスク**の着用をお願いします。

②事前説明会で配布する用紙にて当日対応スタッフ全員の出店前**1週間の体調、体温等を記録**してください。

※後日提出を求められることがありますのでイベント終了後、3週間程度保存をお願いします。

③事前説明会で配布する**届出済証及びチェック表**を必ず見える位置に掲示してください。

④店舗への**アルコール消毒等の設置**、こまめの手洗い及びアルコール消毒にご協力ください。

⑤販売品目は、飲食物を含めて、**持ち帰り(テイクアウト)**を推奨します。

⑥飲食スペース、テーブル等設置の際は、**密にならないよう間隔等にご配慮**ください。

⑦**お客様の整列及び密の回避**にご協力ください。

⑧可能な限り**キャッシュレス決済**の利用、現金は受け渡し時のトレー利用にご協力ください。

⑨接触確認アプリ(COCoA)のダウンロードを推奨します。

⑩以下の方は参加できません。

- ・当日37.5℃以上の発熱がある方、咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害等体調がすぐれない方
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある方
- ・過去2週間以内に同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がいらっしゃる方
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある方

## (6) 飲食露店出店に関するルール

- ①静岡県内一円の**飲食店営業許可（露店）**が必要な業種の方は、**許可証のコピーを添付**してください。  
不明な場合は、御殿場保健所衛生薬務課（0550-82-1223）へ確認してください。
- ②食中毒等の損害を担保するため、**飲食露店出店者**は原則、**損害保険**に加入してください。

## (7) 音出しイベントに関するルール

- ①パレード通過中は、音出しを止めてお待ちください。通過する前後は演奏等可能です。
- ②演奏中は、観客が道路上に出ないように、注意喚起をしてください。
- ③演奏者と観客の距離は十分に保ってください。

## (8) 雨天の対応（原則、交通規制は実施します）

- ①豪雨など危険であると実行委員長が判断した場合は中止します。両日とも15:30に協議を開始し、中止は同報無線でお知らせします。電話の問合せも受け付けます。
- ②小雨等で実施する場合、出店者の自己責任と自己判断に委ねます。
- ③機材、設備機器の故障、破損等については出店者の責任で対応をお願いいたします。

## (9) その他 届出書は警察署、消防本部、保健所などの行政機関に提出する場合があります。

商工会ホームページ



# 飲食（露店）や販売行為に関する注意事項

飲食物の提供や、食品・酒類等の販売を行う場合は、御殿場保健所衛生薬務課（TEL 8 2-1 2 2 3）へ事前にご相談（販売品目や提供方法・許可業種等のご確認）をお願い致します。

1. 飲食物の販売行為を希望する場合は、飲食店営業許可（露店）のある方を受付けております。
2. 食品等の販売は、製造販売許可業者が製造し、食品表示ラベル等があるものに限り。
  - \* 出店場所等で営業されている方や、関係法令等を順守し生業とされている方以外の出店はご遠慮下さい。
  - \* 実行委員会や商店街、支部等が要請した場合や、土地所有者の責任で特別に出店した場合等を除く。
  - \* 軒田通りでは、人だかりのできるイベント等の実施の受付はできません。  
ただし、軒田通りで営業している方が敷地内で出店する場合のみ受付できます。
  - \* 道路使用許可申請（歩道の一部利用）を認めるのは、駅通り、マイロード、宮前の一部のみです。
  - \* 必ず事前説明会へご出席下さい。説明を受けない方には提出済証は発行できませんのでご注意下さい。
  - \* ゴミ箱をお客様から見える位置に必ず設置してください。

**届出書類**（出店場所の地番や取扱品が異なる場合等は、出店場所ごとに届け出して下さい。）

- |            |       |        |            |    |
|------------|-------|--------|------------|----|
| ①実施届出書     | （様式1） | ②誓約書   | （様式2）      | 1部 |
| ③露店等配置図届出書 | （様式3） | ④飲食店営業 | （露店等）許可(写) | 1部 |

**出店者事前説明会（届出済証お渡し日）\*露店・物販・音だし催事共通 必ずご出席ください！**

- 7月25日（月）14：00～・19：00～
- 7月26日（火）14：00～
- 会場 御殿場市民会館 3階 第7会議室
- 会場 御殿場市民会館 2階 和室

※私有地以外の道路上の出店は説明会終了後に手続をして頂きます。

**【 飲食店営業（露店）で提供できる食品等の例示 】** <御殿場保健所衛生薬務課>

**①飲食店営業（露店）許可で提供できる食品等**

酒類（ビールサーバーによる提供を含む）\*缶ビール等の酒類の販売は、税務署の小売酒販免許と届出が必要です！

焼きとり	きりたんぽ	五平餅	フライの類	じゃがバター	ホットドッグ
たこ焼き	アメリカンドック	おでん	お好み焼き	フランクフルトソーセージ	
焼きそば	揚げ魚肉練製品	焼饅頭	中華そば類	ミニカステラ	スピン
きんつば	揚げあられ	たい焼き	今川焼き	クレープ	イカ焼き

**②かき氷** 製氷製造業で製造し、容器包装に入れられた氷に限る  
製氷の保管は容器包装の基準に適合する容器に限る

**③生食用商品** 生食用商品は提供できない（例）生食用鮮魚介類、生寿司、食肉の刺身 等

**④米飯** 米飯については販売のみとする 弁当・丼物類の調整（盛付行為等含む）はできない  
仕出し屋等固定店舗で調整したものの販売に限る（仕出しは仕出しの許可が必要）

**⑤調理** 洗浄の使用水は飲用適のものに限る（使用水の保管は容器包装の基準に適合する容器に限る）

**⑥営業許可が不必要な食品**

甘酒	焼いも	焼きとうもろこし	ゆで栗	甘栗	炒り豆	ポップコーン
爆弾あられ	飴細工	りんご飴	べっこう飴	いちご飴	ニッキ	ほおずき
チョコバナナ	七味唐辛子	ハッカパイプ				

★あくまで、例ですので詳細については、保健所へ直接お問い合わせの上、必要な手続をして下さい。

★お問合せ先： 静岡県御殿場保健所 衛生薬務課 TEL 0550-82-1223

# 歩行者天国届出書の確認者と届け出先について

＊歩行者天国の届出書は下記の責任者へご提出ください。

- 届出書には、事前に「実施場所の所有者確認印」と「地域責任者の確認印」が必要です。  
(それぞれ署名捺印、又は記名押印)
- 届出書と同時に、誓約書も必要です。
- 届出書は、責任者不在や定休日等により受付出来ない場合もありますので、お出かけ前にお電話でご確認の上、お越しく下さい。
- 当日は、実行委員会、警察署、警備員、関係商工会支部の責任者等の指示に従って下さい。
- 届出書に記入漏れがないようご確認の上、ご提出ください。
- 届出期限は、**6月30日(木)**です。(当日必着)

支部及び商店会名	地域責任者(企業名・代表者)	TEL(0550)
<b>★ 8月6日(土) 実施区域(二枚橋・御殿場地域)</b>		
御殿場第五支部長 (二枚橋)	横山建装興業 横山 安広	83-4351
御殿場第二支部長 (御殿場)	府川豊店 府川 直次	82-1121
東御殿場サービス店会 (御殿場)	ハア-カノこみやま 小宮山富雄	82-2891
<b>★ 8月7日(日) 実施区域(新橋・森の腰・湯沢地域)</b>		
御殿場第一支部長 (新橋)	せいの写真スタジオ 生野 雅人	82-0220
元町 (新橋)	望月たばこ店 望月健一郎	82-0271
本町 (新橋)	永井薬局 永井 久雄	82-0027
マイロード (新橋)	旬菜割烹なかだ 高杉 直史	82-1150 日・祝除く 12:00~14:00 16:00~24:00
駅通り (新橋)	石川商店 石川 英嗣	82-1129
若宮通り (新橋)	鳥栄 梶 良雄	82-0829
宮前通り (新橋)	ハア-サロンナカノ 中野 幸夫	82-1187
軒田通り (新橋)	テーエム商会 土屋 雅司	82-2126
原里第一支部長 (森の腰)	砂山商店 砂山 晃一	82-0503
御殿場第三支部長 (湯沢)	杉忠商店 杉山 欣哉	82-0044

★事前にお電話で不在でない事をご確認の上、お越しく致しますようお願い致します。

## 出店者事前説明会(届出済証お渡し日)

＊露店・物販・音だし催事共通

- 7月25日(月) 14:00~・19:00~
- 7月26日(火) 14:00~

### <各種お問合せ先>

- ・商工会 商業係 ☎83-8822  
(出店全般)
- ・警察署 交通課規制係 ☎84-0110  
(道路使用許可申請)
- ・御殿場消防署 予防担当 ☎82-7152  
(火気器具使用)
- ・保健所 衛生薬務課 ☎82-1223  
(飲食物の販売行為)

# 私有地以外の道路上の出店について（道路使用許可申請）

- (1) ①原則は私有地のみ出店可能ですが、**駅通り、マイロード、宮前の一部のみ**道路への出店を認めます。  
その場合、必ず**警察への道路使用許可申請が必要**です。
- ②**歩道も道路に該当するため**、私有地の境を確認し歩道にかかる場合は必ず道路使用許可を申請して下さい。
- ③警察の許可条件により、**間口2m、奥行1.5m、高さ2m以内**とします。
- ④1申請につき印紙代2,300円が発生します。間口を上げたい場合はその都度、申請数を増やして下さい。
- ⑤警察の指導により、他の業者と出店場所が重なること、その他トラブルを未然に防止するため、道路後ろもしくは出店前の土地所有者、店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「7-1」に署名捺印をもらって下さい。
- ⑥その他、トラブルが発生した場合は当事者間で調整して頂きます。
- ⑦燃料の入った携行缶や容器を対象火気器具等から3m以上離す必要がありますが、3m離れた別の場所に保管しておけば、警察へは1つの申請で問題ありません。
- ⑧県道（けやきかん前）は静岡県沼津土木事務所より許可がおりないため、使用できません。  
また今年度より、けやきかん前に歩行者天国本部と警備本部を設営する予定となっております。

## (2) マイロード（イメージ図）



※道路後ろの土地所有者  
または店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「7-1」に署名捺印をもらってください。

## (3) 駅通り（平成29年画像）



※**出店前**の土地所有者または店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「7-1」に署名捺印をもらってください。

※道路を背にして歩道に出店して頂きます。

(4) 宮前につきましては事務局までご相談ください。

## (5) 手続き

- ①様式1の「10」の必要書類を地域責任者へ提出してください。
- ②説明会に出席し、届出済証を受け取ってください。
- ③説明会に参加後、7月29日（金）までに警察署交通課へ行って申請書を書いてください。  
提出書類：出店場所が分かる地図、露店等配置図、届出済証(写)、印鑑、1申請につき印紙代2,300円
- ④申請がおりて警察署から連絡があるため、道路使用許可書を平日の昼間の時間に、取りに行ってください。
- ⑤夏まつり歩行者天国当日に必ず道路使用許可書を持参し、警察署の巡回の際に提示してください。
- ⑥お問合せ先：御殿場警察署 交通課規制係 Tel0550-84-0110